

指定小規模多機能型居宅介護事業所

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

## ルミナス小方ヶ丘 運営規程

### （事業の目的）

第1条 株式会社ルミナスが開設するルミナス小方ヶ丘（以下「事業所」という。）

が行う指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業」という。また指定小規模多機能型居宅介護の表記には介護予防小規模多機能型居宅介護を含む）は要介護者及び要支援者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護（支援）その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の職員は、通いを中心として要介護（支援）者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ルミナス小方ヶ丘
- 二 所在地 広島県大竹市小方ヶ丘 6 番 12 号

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 兼務 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護、短期利用居宅介護を提供する。

- 二 介護支援専門員 兼務 1 名（常勤又は非常勤）

介護支援専門員は、利用者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたる。

- 三 看護職員 1 名（常勤又は非常勤）

看護師は利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

- 四 介護職員 10 名（常勤又は非常勤）

介護従業者は、利用者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに事業所においても通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護、短期利用居宅介護を提供する。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1年を通じて毎日営業する。（休業日は設けない）
- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分
- 三 サービス提供基本時間
  - ア 通いサービス 10時から16時まで
  - イ 宿泊サービス 17時から9時まで
  - ウ 訪問サービス 24時間

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービス 15名
- 三 宿泊サービス 5名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

大竹市（穂仁原、比作、安条、前飯谷、後飯谷、栗谷、阿多田島除く）

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第8条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど利用者の居宅における生活を支える為に適切なサービスを提供することとする。

（指定小規模多機能型居宅介護の内容）

第9条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

2 サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

（指定小規模多機能型居宅介護の利用料）

第10条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 食事代 朝食 350 円 昼食 700 円 夕食 700 円 おやつ 350 円（利用した場合のみ）
  - 二 安否確認時の食事提供代 配食 720 円
  - 三 宿泊費 1 泊につき 5,000 円とする。
  - 四 日常生活費 おむつ代 実費 洗濯 1 回 550 円 タオル（フェイスタオル・バスタオル） 30 円
  - 五 第7条の通常の実施地域を超えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりです。  
ア 通常の事業実施地域の境界線から自宅までの距離が片道 10 km 未満の場合は 200 円（往復）  
イ 通常の事業実施地域の境界線から自宅までの距離が片道 10 km 以上の場合は 1 km 毎に 50 円加算する（往復）
  - 六 前各号に掲げるものの他、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合がある。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前 8 時 30 分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身状況に異常、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡すると

とともに受診等の適切な処置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（苦情処理）

第14条 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（身体拘束）

第15条 介護保険の適用を受けた当事業所は身体拘束を原則禁止とする。

サービス提供にあたっては当事業所利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の当事業所利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 身体拘束を緊急やむを得ず行う場合、また行う場合の手続きは別紙、「ルミナス小方ヶ丘身体拘束廃止基本指針」に定め行うものとする。

（非常災害対策）

第16条 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

（運営推進会議）

第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を2ヶ月に1回、開催する。

- 2 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び所規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議は、通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く機会とする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとした、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1年以内
- 二 継続研修 年2回
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 4 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ルミナスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（短期利用居宅介護）

第 19 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第 1 位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（短期利用居宅介護の利用料）

第 20 条 短期利用居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一 食事代 朝食 350 円 昼食 700 円 夕食 700 円 おやつ 350 円（利用した場合のみ）

二 宿泊費 1 泊につき 5,000 円とする。

三 日常生活費 おむつ代 実費 洗濯 1 回 550 円 タオル（フェイスタオル・バスタオル）30 円

四 第 7 条の通常の実施地域を超えて行う短期利用居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりです。

ア 通常の事業実施地域の境界線から自宅までの距離が片道 10 km 未満の場合は 200 円（往復）

イ 通常の事業実施地域の境界線から自宅までの距離が片道 10 km 以上の場合は 1 km 毎に 50 円加算する（往復）

五 前各号に掲げるものの他、短期利用居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について実費を徴収する。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 21 条 サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合がある。
- 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前 8 時 30 分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

（事故発生時の対応）

第 22 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（苦情処理）

第 23 条 当事業所は、自ら提供した短期利用居宅介護に対する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（身体拘束）

第 24 条 介護保険の適用を受けた当事業所は身体拘束を原則禁止とする。

サービス提供にあたっては当事業所利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の当事業所利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 身体拘束を緊急やむを得ず行う場合、また行う場合の手続きは別紙、「ルミナス小方ヶ丘身体拘束廃止基本指針」に定め行うものとする。

（人権擁護及び虐待防止のための措置）

第 25 条 当事業所は、利用者の人権を擁護するため、権利擁護等に係わる相談等に対応し、成年後見制度等を円滑に利用することができるよう、制度に関する情報及び成年後見人となるべき者を薦めることができる団体等に関する情報の提供を行うものとする。

- 2 当事業所は、次の各号に掲げる虐待行為が行われた場合は、遅滞なく市町に報告するものとする。

（１）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられること。

（２）心理的虐待

利用者に対する暴言等により、著しい心理的外傷を与える言動があること。

（３）性的虐待

利用者に対する猥褻行為又は猥褻行為の強要があること。

（４）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること又は不当に財産上の利益を得ること。

(5) 介護、世話の放棄

利用者を衰弱させるような著しい減食や長時間に渡り利用者を放置する等擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- 3 前項各号に掲げる虐待行為に従事者が市町に通報した場合であっても、事業所は通報したことを理由として、その従業者を解雇その他不利益となる取り扱いは一切行わないものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のため、従業者に対して研修を実施するものとする。
- 5 事業所は、虐待防止するための指針を整備する。
- 6 サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、身元引受人、ご家族、市町及び関係機関などへの連絡を行う等必要な措置を講じます。管理者を虐待防止責任者及び担当者とし、発生した原因究明に努力し、再発の防止にむけた取り組みを行います。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。